

一般社団法人日本マンション学会賛助会員規則

(当初制定：2011年2月1日 JICL 規則第11号)

(会費)

第1条 賛助会員が納めるべき会費については、社員総会で定める額の会費による。

(入会金)

第2条 賛助会員は、入会金を必要としない。

(入会の手続き)

第3条 本会の賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会事務局を通じ、理事会に提出するものとする。

- 2 前項の入会申込書は、電子的手段によってこれを行うこともできる。
- 3 提出された入会申込書は、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知する。

(賛助会員としての取扱い)

第4条 本会の大会などへの行事の参加は1口に対して2名を無料とする。

- 2 学会誌その他の配布資料は1口につき2部とする。

(任意退会)

第5条 会員は、定款第12条に基づき、任意に退会することができる。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

第1条 この規則は、平成22年2月2日より施行する。